

放射線治療品質管理士制度細則

第1条 資格

A. 資格申請

以下の1. と2. を満たしている者に申請資格を与える。

1. 放射線治療の実務経験2年以上の者で、且つ治療品質管理*に1年以上従事した者

2. 下記のいずれかの資格を持つ者

(1) 医学物理士認定機構の「医学物理士」

(2) 日本放射線治療専門放射線技師認定機構の「放射線治療専門放射線技師」

* 治療品質管理とは「放射線治療品質管理士制度規約」の第2条「任務」に記載されている業務である。

B. 資格授与

「放射線治療品質管理機構」により資格を授与する。「放射線治療品質管理機構」では放射線治療品質管理士の資格申請受理後、資格審査を行う。資格審査により申請資格を満たすと判定された者に対して、所定の講習と試験を行った上、適格者に資格の授与を行う。

C. 資格申請書類

1. 放射線治療品質管理士申請書

2. 略歴、個人票

3. 品質管理に1年以上従事したことを証明する書類（施設長の証明が必要）

4. 治療関連の業務に2年以上従事したことを証明する書類（施設長の証明が必要）

5. 以下の(1), (2)の資格を証明するもの

(1) 医学物理士認定機構の「医学物理士」の認定証のコピー

(2) 日本放射線治療専門放射線技師認定機構の「放射線治療専門放射線技師」の認定証のコピー

6. 申請手数料および放射線治療品質管理士講習会の振込を証明するもの（ご利用明細、払込票などのコピー、キャプチャー画面等、電子決済では不要）

D. 資格更新

放射線治療品質管理士の資格の有効期間は3年とし、以下の実績を添えて更新手続きをしなければ更新できない。

1. 認定期間のうち1年以上、品質管理業務を行った施設の所属長または施設長の公印のある証明書
2. 認定期間の毎年度について、各1単位相当の受講を証明するもの*

* 認定期間のうち1年については、放射線治療品質管理機構の主催する受講終了証が必要である。

E. 特例措置

認定期間のうち、止むを得ず業務を継続できなかつた場合、特例措置の申請ができる。

1. 特例措置の内容

- (1) 業務を外れた年度の取得単位が1単位未満であっても許容する。
- (2) 品質管理業務から離れた期間が2年以上あつた場合、1年未満の業務実績でも認める。

2. 止むを得ない状況

- (1) 病气療養
- (2) 妊娠、出産、育児
- (3) 海外留学
- (4) その他、機構が認める場合

3. 特例措置申請

特例措置を申請する場合、業務を継続できない理由、業務を継続できない期間、およびそれらを証明する書類（任意書式）を添えて申請すること。

F. 救済措置

資格更新にあたり、単位が不足した場合、救済措置の申請ができる。なお、救済措置の適用は1回までとする。

1. 救済措置の内容

- (1) 各年度での取得単位が不足している場合の救済措置として、レポート提出により単位を認める。
- (2) レポートについては、単位に充足できる年度に縛りを設けない。

2. レポート内容

- (1) 品質管理による放射線腫瘍医に対する報告書のコピー（4週間分程度）

- (2) 患者個別の1週間の照射管理を行った書類のコピー（5患者程度）
- (3) 放射線治療装置の吸収線量測定あるいはその結果の評価・確認作業を行ったことを示す書類のコピー（小線源治療装置、トモセラピー、サイバーナイフ、ノバリス、ガンマナイフなどを含む）（3回相当程度）
- (4) 放射線治療装置の線量測定以外の品質管理業務を行ったことを示す書類のコピー（3回相当程度）

3. レポートの単位補充要件

- (1) レポートには申請者が実施したことがわかるように氏名が記載されていること。
- (2) どの年度でも、0.5単位以上の受講を行い、また認定期間3年間のうち1回以上、カテゴリー1講習会を受講していること。
- (3) レポートは1つあたり0.2単位として換算し、任意の年度に充足する。また、レポートにまとめた業務の実施年度と、単位として充足する年度は異なっても良い。
- (4) レポートで充足できる単位の上限は、1つの年度単位につき0.5単位分までとする。

G. 資格の喪失

放射線治療品質管理士は以下の事由により資格を喪失する。

1. 放射線治療品質管理士を辞退したとき
2. 放射線治療品質管理士の申請更新を行わなかったとき
3. 放射線治療品質管理士の更新が認められなかったとき
4. その他、放射線治療品質管理士として適格性を欠くと「資格審査委員会」が認めたとき

H. 再認定申請

特定の事由により資格喪失した場合は、再認定申請することができる。これ以外の事由により資格喪失した場合は全て新規申請が必要となる。

1. 再認定申請事由

- (1) ケース1：業務から離れたため資格喪失したが、復帰により再認定申請する
- (2) ケース2：更新認定申請を忘れ、失効後1年以内に再認定申請する

2. ケース1における再認定

- (1) 再認定に必要な申請条件（全てを満たすこと）

- ・ 過去に放射線治療品質管理士の認定を受けていること。
- ・ 治療部門に復帰後、3ヶ月以上の品質管理業務を行っていること。
- ・ 申請時以前の6ヶ月の間に、カテゴリ2のセミナー、学会、研究会等を0.2単位以上受講していること。

(2) 再認定ルール

- ・ 書類提出日（治療部門復帰3カ月後以降）にさかのぼって再認定する（審査期間は1カ月程度を要する）。
- ・ 再認定での資格期間は申請年度内のみである。
- ・ 再認定後1ヶ月以内にHP上の「放射線治療品質管理士氏名一覧」に掲載する。

(3) 再認定後の資格更新要件

- ・ 資格継続のためには、再認定期間内に開催される、当機構主催の講習会を必ず受講の上、当該年度内の資格更新が必要である。更新が認められた場合、通常通り3年間の資格継続となる。
- ・ 再認定後の資格更新を忘れた場合は資格喪失となり、新規に資格申請が必要となる。

3. ケース2における再認定

(1) 再認定に必要な申請条件（全てを満たすこと）

- ・ 前年度末まで有効な放射線治療品質管理士の認定を受けていること。
- ・ 上記認定期間3年間のうち1年以上、品質管理業務を行っていること。
（止むを得ず業務を継続できなかった場合には、E. 特例措置の申請も合わせて行うこと。）
- ・ 上記認定期間3年間のうち1回以上の放射線治療品質管理士講習会（カテゴリ1講習会）を受講していること。
- ・ 上記認定期間3年間のうちカテゴリ1講習会を受講しなかった年度は、カテゴリ2のセミナー、学会、研究会等を毎年度に1単位以上受講していること。（受講単位が不足している場合には、F. 救済措置の申請も合わせて行うこと。）
- ・ 過去に資格更新を忘れた事による再認定申請を行ったことがないこと。

(2) 再認定ルール

- ・ 資格失効日にさかのぼって再認定する（審査期間は1カ月程度を要する）。
- ・ 再認定での資格期間は3年間である。
- ・ 再認定後1ヶ月以内にHP上の「放射線治療品質管理士氏名一覧」に掲載する。

- ・ この救済措置は 1 回のみ適用であり、複数回の再認定申請は受け付けない。

(3) 再認定後の資格更新要件

- ・ 再認定が認められると通常通り 3 年間の資格継続となる。
- ・ 再認定後、再び資格更新を忘れた場合は資格喪失となり、新規に資格申請が必要となる。

第 2 条 改正

放射線治療品質管理士制度細則の改正は「放射線治療品質管理機構」が行う。

第 3 条 実施

1. この制度は、平成 16 年 10 月 20 日より施行する。
2. この制度は、令和 2 年 1 月 11 日に改定し、施行する。
3. この制度は、令和 4 年 5 月 28 日に改定し、施行する。